

明治安田生命保険相互会社 行

財形積立保険変更申込書

普通保険約款に基づき、また契約者様控裏面の「個人情報の取扱いについて」の記載内容に同意のうえ、変更を申し込みます

①	保険種類	<input type="radio"/> 勤労者財産形成貯蓄積立保険 (一般財形)
		<input type="radio"/> 財形年金積立保険 (財形年金)
		<input type="radio"/> 財形年金保険 (財形年金)
		<input type="radio"/> 財形住宅貯蓄積立保険 (財形住宅)

※1契約に1枚のご提出が必要です。

②	団体コード	
	(新) 団体名	
	契約者番号 (被保険者番号)	
	生年月日(※)	昭和 年 月 日 平成 年 月 日

※生年月日は必ずご記入ください

〈明治安田使用欄〉

勤務先変更の場合は受付拠点で
新・旧団体コードを必ず記入のこと

旧団体コード	
旧団体名	
新団体コード	
新団体名	
異動日 転出入日	年 月 日

財産形成非課税 住宅年金貯蓄勤務先異動申告書

税務署長殿

年 月 日

※欄に記載した事項は事実と相違ありません

勤務先の長

年 月 日

電話 - -

③ 氏名 ④ 個人番号(マイナンバー)

⑤ (新)住所 〒 -

⑥ 最高限度額 変更前 万 0 0 0 円 変更後 万 0 0 0 円 種別 生命保険の保険料
※既に非課税扱いの申告をしている最高限度額の合計額 万 0 0 0 円 異動の生じた日

⑦ 氏名 同上 年 月 日

⑧ 住所 同上 年 月 日

⑨ 勤務先 所在地 名称 年 月 日

⑩ 賃金の支払者 所在地 名称 年 月 日
法人番号

受入機関の営業所等 所在地 東京都千代田区丸の内2-1-1 名称 明治安田生命保険相互会社本社 法人番号 8010005007932

財形住宅・財形年金で氏名・住所・非課税限度額を変更する場合は⑨⑩の太枠内を必ずご記入ください

受入機関の受理日付

該当の番号に○

変更事項	変更後内容
⑪ 保険料	月払 年 月分 から 万 円 賞与払 年 月分 から 夏 万 円 冬 万 円
⑫ 中断	月払 年 月分 から 賞与払 年 月分 から
⑬ 再開	月払 年 月分 から 賞与払 年 月分 から
⑭ 所属・従業員コード	所属コード 従業員コード
⑮ 通信先	〒 -
※ ⑯ 保険期間	加入時からの通算年数 年 ※一般財形・財形住宅のみ
⑰ 保険料払込終了	年齢で設定 歳の契約応当日 年月で設定 年 月
⑱ 年金開始日	歳の契約応当日 満60歳以上かつ保険料払込終了から5年以内の年齢をご指定ください
⑲ 年金受取方法	① 10年保証期間付終身年金定額型 ② 6年確定年金定額型
	③ 10年保証期間付終身年金増額型 ④ 10年確定年金定額型 ⑤ 15年確定年金定額型
⑲ 年金受取口座	金融機関名 銀行・信組 コード 本店支店名 本店 支店 出張所 コード
	※必ず契約者様ご本人の口座をご指定ください ※年金受取用の口座を指定している方のみ変更できます ※ゆうちょ銀行口座をご指定の場合は、振込用口座番号(3桁の店番号および7桁の口座番号)をご記入ください
⑳ 預金種目	普通 口座番号 右詰めでご記入ください
口座名義人 (カタカナで強くご記入ください) 例) ワカバ タロウ	

ご契約から5年以上(契約日が2013年4月1日以降の契約の場合は6年以上)かつ55歳以上にてご記入ください

支社営業所	コード
取扱者①	コード

支社営業所	コード
取扱者②	コード

本人確認

確認日時 (午前) (午後) 年 月 日 時 分

取次 面談で確認 電話で確認 確認者

店頭 運転免許証 其他()

(No.)

支社・営業所用欄	入力拠点	受付拠点
----------	------	------

※受付拠点にて個保・企保の名寄せを行ない、必要に応じて変更手続き(住所変更等)をご案内すること

本社用欄	決裁	点検
	入力	受付

⑳ その他変更欄

財形積立保険変更申込書

勤労者財産形成貯蓄積立保険（一般財形）

財形年金積立保険（財形年金）

財形年金保険

財形住宅貯蓄積立保険（財形住宅）

「個人情報の取扱いについて」（「契約者様控」裏面に記載）は、お申込みにあたって特にご確認いただきたい重要な事項です。お申込前に必ずお読みください

変更にあたってのお願い

1. 下記変更の場合は、本変更申込書のほかに以下の書類が必要となります

変更内容	変更申込書と同時提出書類
氏名の変更（改姓等）	氏名・生年月日が確認できる公的書類（コピー）
生年月日の訂正	

※公的書類例：戸籍謄本、住民票、運転免許証 等
（戸籍謄本・住民票は、発行から6ヵ月以内のもの）

2. 死亡給付金・保険金受取人について
約款記載の優先順位（配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹）のうち先順位者が受取人となります
特にご指定（変更）いただく場合は、本変更申込書ではお手続きいただけませんので、担当部門（「契約者様控」の裏面最下部に記載）までご連絡ください
3. 複数の保険種類の契約内容を変更する場合は、契約ごとに本変更申込書をご提出ください
4. 変更の時期によっては、お手続きが間に合わずに給与引去りされる場合や旧住所に通知等が送付される場合があります

記入にあたってのお願い

- ・必ず契約者様ご自身でご記入ください
- ・黒のボールペンで強くご記入ください
- ・訂正の際は、訂正箇所を二重線で抹消し余白へご署名または、訂正印を押印のうえ正しい内容をご記入ください

マイナンバー記入のお願い

財形年金積立保険・財形住宅貯蓄積立保険において氏名・住所、勤務先（賃金の支払者含む）を変更する場合はマイナンバーの記入が必要となります

マイナンバーは契約者様ご本人が、法人番号は勤務先の財形事務担当者様にてご記入ください

【必ずお読みください】

明治安田の財形積立保険「個人情報取扱について」

■この「個人情報の取扱いについて」は、ご契約の支払請求に際してご確認いただきたい事項を記載しています。
お申込前に必ずお読みいただき、「個人情報の留意事項」の内容に同意のうえ、ご請求いただきますようお願いいたします。

個人情報の利用目的	当社は、お客さまに関する情報を、必要に応じ、以下の目的で利用させていただきます。 ・各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い ・子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理 ・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 ・その他保険に関連・付随する業務 なお、当社におけるお客さまに関する情報の取扱いについては、ホームページ (https://www.meijiyasuda.co.jp/) をご覧ください。
特定個人情報のお取扱い 個人番号の利用目的について	個人番号の記載のある個人情報(特定個人情報)を提供いただく場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により定められた方法にて収集し、生命保険会社は、提供いただいた個人番号を保険取引に関する支払調書作成事務で利用いたします。
個人情報の留意事項	お客さまの身体・健康状態に関する情報について ・お客さまの身体・健康状態に関する情報は、特に保護を必要とする情報として厳重に管理いたします。 ・また、取得いたしました情報は、保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、および医事研究・統計の目的に限定して利用させていただきます。 ・なお、保健医療等の機微(センシティブ)情報につきましては、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保、その他必要と認められる目的に利用目的が限定されております。
	金融機関等へのお客さまに関する個人情報の提供について お客さま情報および身体・健康状態に関する情報は、上記の目的のうち、ご契約のご継続・維持管理、運営管理を目的として事業主、当社、およびご契約の運営管理に携わる他の生命保険会社、金融機関等の間で相互に提供します。

<財形積立保険変更申込書Q & A>

1. 非課税申告書欄の記入について

Q. どのような場合に記入が必要ですか？

A. 以下の内容変更がある場合にご記入ください。

〈一般財形〉 氏名、住所の変更

〈財形年金・財形住宅〉

氏名、住所、最高限度額、勤務先、賃金の支払者の変更

④個人番号は、氏名・住所・勤務先(賃金の支払者含む)を変更する場合のみご記入ください。

⑨⑩の太枠内は、氏名・住所・非課税最高限度額を変更する場合もご記入ください。

2. 「既に非課税扱の申告をしている最高限度額の合計額」について

Q. 何を記入すればよいのですか？

A. 財形年金と財形住宅については、それぞれの非課税最高限度額の合計が550万円以内と法令により定められています。

例えば財形年金の最高限度額を変更する場合は、財形住宅で既に申告している最高限度額を記入し、ご勤務先にてその額が正しいかどうか、また変更後の財形年金の最高限度額と財形住宅の最高限度額との合計額が550万円を超えていないかどうか確認のうえ「勤務先の長」の欄に押印またはご署名ください(財形事務担当者様でも可)。最高限度額が不明の場合は、ご勤務先にお問い合わせください。

3. 非課税限度額(払込保険料累計額)の超過について

Q. 非課税限度額の上限を超過するとどうなるのですか？

A. 超過する直前に、当社から契約者様あてにご連絡いたしますので、非課税限度額の引き上げ・保険料の減額・お払込みを中断または(財形年金のみ)お払込期間の短縮(ただしご契約から5年以上(契約日が2013年4月1日以降の契約の場合は6年以上)かつ55歳以上)のいずれかのお手続きを行なってください。上限を超過して保険料のお払込み(給与引去り)があった場合、後日返金いたします。何とぞご了承ください。

4. 中断・再開について

Q. 中断・再開とは何ですか？

A. 中断とは、ご契約を解約せず保険料のお払込み(給与引去り)を停止することです。例えば、月払の保険料については継続し賞与払のみ中断することも可能です。

再開とは、中断されている保険料のお払込み(給与引去り)を開始することです。中断前と保険料を変更する場合は、保険料についてもご指定ください。

5. 住所・通信先について

Q. 住所と通信先はどのように違うのですか？

A. 住所とは、居住している現住所(住民票や本人確認書類に記載の住所)です。

通信先とは、当社からの諸通知の送付先を別途指定する場合の住所(例：勤務先等)です。

財形年金・財形住宅の場合、諸通知を通信先に変更する場合は、申込書内の⑤をご記入ください。

明治安田生命保険相互会社

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1

TEL 03 (3283) 8111 (大代表)

明治安田のホームページ <https://www.meijiyasuda.co.jp/>

担当部門 〒135-0016 東京都江東区東陽2-2-11

保険料収納・集団グループ(財形)

TEL 03 (5690) 6887 (電話受付)

月曜～金曜(除く祝日・年末年始) 9:00～17:00